



障害のある人もない人も ともに暮らしやすい社会の実現をめざして



みずの ちょうしろう
水野 長志郎 さん



本年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。2006年に国連総会にて、「障害者の権利に関する条約」が採択され、条約締結に向けて、障害者基本法の改正（2011年8月）、障害者総合支援法の成立（2012年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（2013年6月）など、様々な国内法制度の整備が行われました。

奈良県においても、この法律の施行に併せて、障害のある人もない人も互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会をつくることを目的とした「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を本年4月1日に制定しました。

障害のある人は、社会の中で当たり前で暮らす権利があります。障害や障害のある人への理解不足等により、障害のある人は、障害を理由とした不利益な取り扱いを受けたり、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりしています。障害のことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることによって、差別や障壁をなくし、障害のある人だけでなく、全ての人にとって暮らしやすい社会が実現できるのではないかと思います。

この条例は、「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など全ての人を対象としています。障害を理由として、サービスの提供を

拒否したり、制限したり、障害のない人にはない条件を付けたりする行為や、障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないのに、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしない行為を障害を理由とする差別としています。

今年の7月に神奈川県にある津久井やまゆり園で、障害のある人が殺傷される事件が起きました。容疑者として逮捕された元職員の男性は、障害のある人の命と尊厳を否定する言動を繰り返していました。障害のある人が不幸でかわいそうだとの思いが社会の中にあるかも知れませんが、かけがえのない大切な命が奪われ、また傷つけられたという事実我真摯に目を向けなければならないと思います。

障害のある人もない人も、一人ひとりが大切な存在です。かけがえのない命を互いに尊重し合うことができるよう、一人ひとりがこの社会に生きる構成員の一人であるという自覚と責任をもつことが大切ではないでしょうか。

プロフィール

みずの ちょうしろう
水野 長志郎 さん

- 1958年 大阪市生まれ
- 1982年 佛教大学文学部初等教育学科卒
奈良県特別支援学校教諭を経て
- 2001年 奈良県教育委員会学校教育課指導主事
- 2011年 奈良県健康福祉部障害福祉課主任調整員
- 2015年 奈良県立奈良東養護学校教頭
- 2016年 同校 校長